

## § 7 国民年金事業



# 1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、多段階免除の導入（平成18年度）、受給資格期間の10年短縮（平成29年度）、産前産後期間の保険料免除、年金生活者支援給付金の導入（令和元年度）等の改正があり、また、令和4年度には、年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え、電子申請による国民年金への加入や保険料免除等の手続きが可能になるなど、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指し、改正が繰り返し行われています。

国民年金事業は、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

## (1) 国民年金の被保険者

### 国民年金の被保険者

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生、無職の方など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

### 任意加入被保険者

次の1から4のすべてに該当する方が任意加入することができます。

- 1 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- 2 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方
- 3 20歳以上60歳未満までの保険料納付月数が480月（40年）未満の方
- 4 厚生年金保険・共済組合等に加入していない方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・海外に住んでいる日本人で20歳以上65歳未満の方

## (2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・ 定額保険料 月額 16,980円 (令和6年度)
- ・ 付加保険料 月額 400円

### ① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間の免除	出産前後の一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は、受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認されたとき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

### ② コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度にかかる新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例措置については、令和4年度分の申請をもって終了しました。

なお、過去期間の保険料については、免除・納付猶予制度は、申請する月の2年1か月前から令和5年6月分まで、学生納付特例は、令和5年3月分まで引き続き申請可能です。

### (3) 国民年金の給付

#### ① 基礎年金

##### ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

・保険料を全期間（40年間）納めた方

816,000円（月額68,000円）

813,700円（月額67,808円）昭和31年4月1日以前に生まれた方

・年金額の計算

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^{**}}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12}$$

$$813,700円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^{**}}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

<支給の繰上げ、繰下げ>

繰り上げ受給は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に請求することができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。

繰下げ受給は、66歳から75歳になるまでの間に請求することができます。受給権発生年月日から繰下げした月数ごとに年金額が増額されます。

昭和37年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.4%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	76.0%～80.4%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	80.8%～85.2%	66歳～66歳11月	108.4%～116.1%
62歳～62歳11月	85.6%～90.0%	67歳～67歳11月	116.8%～124.5%
63歳～63歳11月	90.4%～94.8%	68歳～68歳11月	125.2%～132.9%
64歳～64歳11月	95.2%～99.6%	69歳～69歳11月	133.6%～141.3%
65歳	100%	75歳	184%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの人の繰上げ支給率は、0.5%減額です。

## イ 障害基礎年金

### <受給要件>

障害年金は、次の1から3の要件すべてに該当する方が受給できます。

#### 1 初診日要件

- ① 初診日において国民年金の被保険者である方
- ② 初診日において、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方

※ いずれも老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方

※ 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

#### 2 認定日要件

障害認定日または、20歳に達したときの障害の程度が障害等級表（国民年金法施行令別表）の1級または2級に該当していること。

※ 障害認定日とは初診日から1年6か月を経過した日、その期間内に治った（症状が固定した）場合は、その日。

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でもその後障害の程度が悪化し1級または2級に該当する程度の障害になった場合には、65歳に達する日の前日までの間に改めて請求することができます。（事後重症による請求）

#### 3 納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が2/3以上あることが必要です。特例で初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

### <年金額>

基本額	1級	1,020,000円（月額85,000円）
		1,017,125円（月額84,760円）※
	2級	816,000円（月額68,000円）
		813,700円（月額67,808円）※

※昭和31年4月1日以前に生まれた方

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている子がいる場合は、次の金額が加算されます。

（子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級が1級、2級の状態にある子のこと。）

1人目、2人目	各	234,800円
3人目以降	各	78,300円

## ウ 遺族基礎年金

### <受給要件>

死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。（子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級が1級、2級の状態にある子のこと。）

### <納付要件>

死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の2か月前までの被保険者期間に、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が2/3以上あることが必要です。特例で死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡日が含まれる月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

### <年金額>

基本額		816,000円	
		813,700円	昭和31年4月1日以前に生まれた方
加算額	子1人目, 2人目	234,800円	
	子3人目以降	78,300円	

(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額

(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人……基本額

〃 2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、  
年金を受ける子の数で割った額

## ② 国民年金の独自給付

### ア 付加年金

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

### <年金額>

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

### イ 寡婦年金

#### <受給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻期間があり夫によって生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳まで支給されます。

#### <年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4

## ウ 死亡一時金

### <受給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間が3年以上ある方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。※遺族の範囲は、死亡したときに生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。（順位記載順）

### <一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

※ 4分の1免除期間については3/4、半額免除期間については1/2、4分の3免除期間については1/4に相当する月数

## ③ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

### <支給対象者>

次の1,2に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害状態にある方が受給できます。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

- 1 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

<支給額> 障害基礎年金1級の程度に該当する方 月額55,350円  
障害基礎年金2級の程度に該当する方 月額44,280円



## (4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

### 老齢福祉年金

<支給要件> 次のいずれかに該当する方に支給されます。

- 1 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- 2 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月～7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 416,900円 (月額 34,741円)

## 2 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。

### (1) 老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

<支給要件>

次の1から3の要件すべてに該当する方が対象となります。

- 1 65歳以上の老齢基礎年金受給者
- 2 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- 3 前年の年金収入金額とその他の所得との合計が878,900円以下である。

<給付額>

月額5,310円×保険料納付済期間(月数)/480月

(保険料免除期間がある場合は、当該保険料免除期間に応じて、老齢基礎年金満額の1/6を基本とした加算あり)

(前年の年金収入金額とその他の所得額の合計額が778,900円を超え878,900円以下である方には、補足的な給付を支給)

### (2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

<支給要件> 前年の所得が4,721,000円以下の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者

<給付額> 障害等級2級の者および遺族である者 月額5,310円

障害等級1級の者 月額6,638円

### 3 国民年金事業の実施状況

#### 加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
R 元	253,340	28,464	515	14,742	43,721
R 2	250,022	28,046	554	14,084	42,684
R 3	246,256	27,406	543	13,390	41,339
R 4	242,467	26,560	519	12,532	39,611
R 5	238,213	25,838	532	11,811	38,181

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

#### 納付の状況

(単位：月，%)

年 度	対象月数 A	納付月数 B	納付率 B/A
R 元	164,935	107,148	65.0
R 2	152,591	104,086	68.2
R 3	146,356	102,347	69.9
R 4	139,479	101,846	73.0
R 5	136,503	102,494	75.1

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

#### 免除者の状況

(単位：人，%)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
R 元	5,025	17.7	11,171	39.2	16,196	56.9
R 2	5,069	18.1	11,618	41.4	16,687	59.5
R 3	5,031	18.4	11,449	41.7	16,480	60.1
R 4	4,979	18.7	11,220	42.3	16,199	61.0
R 5	4,958	19.2	10,647	41.2	15,605	60.4

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老 齢 年 金	老齢基礎	82,554	83,423	84,074	84,048	83,865
	老齢（旧法）	965	788	656	549	460
	通算（旧法）	804	687	547	438	336
	計	84,323	84,898	85,277	85,035	84,661
障 害 年 金	障害基礎	5,792	5,788	5,841	5,907	5,917
	障害（旧法）	140	132	120	110	101
	計	5,932	5,920	5,961	6,017	6,018
遺 族 年 金	遺族基礎	379	392	344	350	324
	寡婦年金	34	34	31	28	25
	計	413	426	375	378	349
合 計		90,668	91,244	91,613	91,430	91,028

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

